

第1部 総 論

第1章 我が国における通信の歩み

通信の歴史は人間の歴史とともに古い。通信によってもたらされる情報は、個人の運命を変え、あるいは国家の活動を左右するなど、人間の歴史において常に重要な役割を果たしてきた。とりわけ社会活動における情報の比重が高まっている今日にあっては、通信の果たす役割に新しい意義が見い出されつつある。現代社会の情報化を支える通信メディアは、ここ1世紀の間に多彩な発展を遂げつつ、市民生活、企業活動に深く浸透し、情報化時代をもたらそうとしている。通信の歴史においてここ1世紀の歩みはまことにめざましいものがある。

現代の通信は郵便とともに始まる。明治4年、近代郵便が発足し、短期間のうちにその組織網は全国にくまなく張りめぐらされ、料金も全国均一制が採用されて、当時としては画期的な制度ができあがった。そして通信を更に一層発展させたのは、電気通信の発明である。それまでの通信の大部分は、人間の足や交通機関に依存してきたが、電信電話はこれらに依存せず、時間と距離の制約を克服し、瞬時に情報を伝達することを可能にした。無線電信、無線電話が出現するに及び、むしろ船舶や航空機がその安全のために無線による通信を利用するようになり、交通機関が通信に依存するようになった。また、電波を利用して同時に不特定の多数を相手に通信ができるようになり、ここにラジオ及びテレビジョン放送が誕生した。

郵便や電話は人と人との通信であるが、電子計算機が出現し通信と結びついたデータ通信という新しい通信形態が生れ、人間と機械、機械と機械の通信を可能にした。

このように現在我々のまわりには各種各様の通信が存在し、それぞれの特徴を生かしながら、社会のあらゆる分野で重要な役割を果たしている。

これらの通信はどのように誕生し、またこれまでどのようなみちを歩んできたのであろうか。

第1節 郵便

1 内国郵便

一般の人びとが郵便を簡単に利用できるようになったのは明治時代になってからのことである。江戸時代においても公用飛脚のほかに町飛脚があり、一般の人びとも利用できるようになっていたが、これは民間による経営で、その取扱範囲も東海道等一定の地域に限られ、その料金は非常に高く（江戸から大坂まで3日で到達させようとすれば4両2分、現在の物価に直せば数万円）、とても一般の人びとには手がでなかった。

明治4年3月1日（太陽暦で1871年4月20日）近代的郵便制度が東京と大阪の間に開始された。ここに我が国の郵便事業が発足し、以後その組織網は急速に全国津々浦々に及ぶこととなった。明治6年3月郵便事業は政府の独占事業となり、これとともに郵便料金も全国均一とされることになった。これにより、同年4月1日から書状は国内どこに出しても2匁ごとに2銭、また市内郵便は半額の1銭となった。

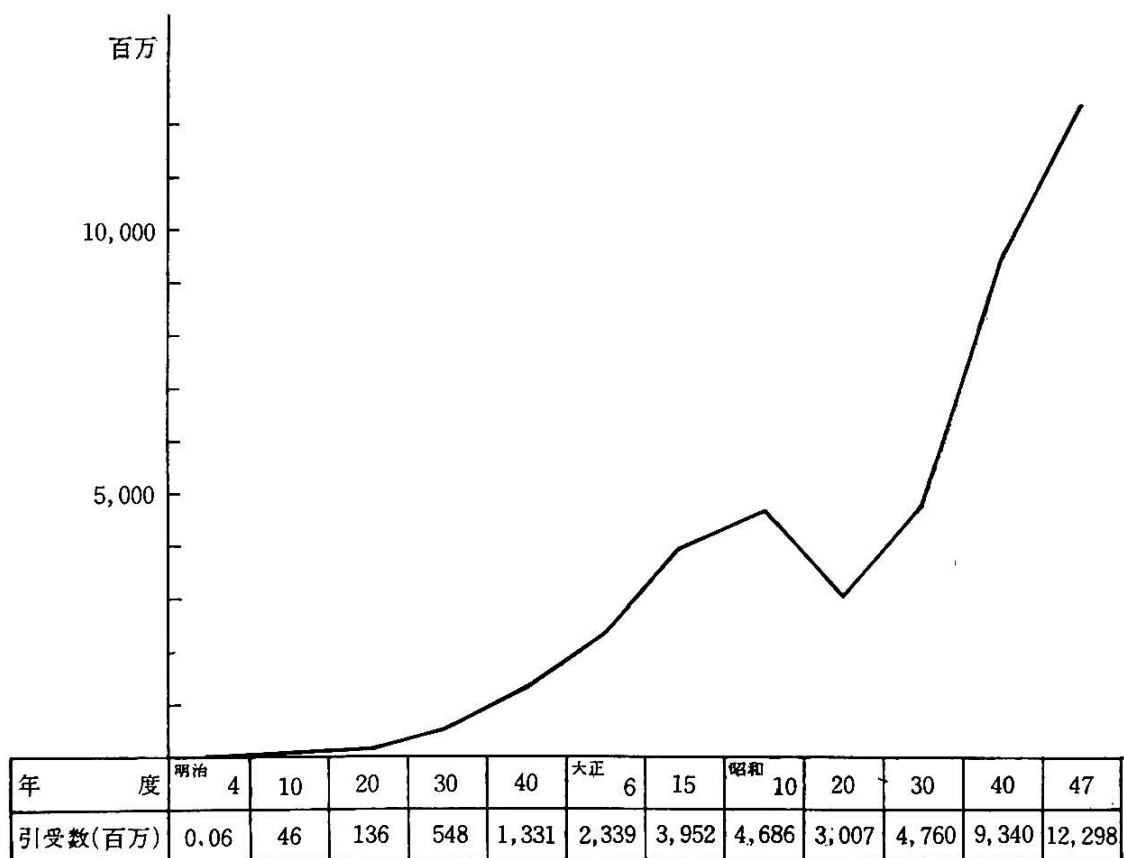
明治5年に新橋・横浜間に鉄道が通じると郵便物をこれに乗せ、以後各地における鉄道の開通に伴い逐次郵便の鉄道輸送が拡大されていった。25年には列車の中で郵便物の区分けも行われるようになった。44年からは速達郵便の取扱いが東京と横浜で始められ、翌年には京阪神の地域でも実施された。昭和4年には航空郵便の取扱いが始まったが、第2次世界大戦後郵便物の航空輸送は廃止された。その後一時航空郵便は復活したが、28年には速達郵便に統合された。41年からは速達郵便のみならず遠距離に差し出される小形の通常郵便物も航空機にとう載されるようになり、東京都区内と大阪市内にお

いて夕刻5時ごろまでに差し出された第一種定形郵便物（書状）及び第二種郵便物（はがき）は全国の府県庁所在地まで、原則として翌日配達が可能となった。

このように郵便事業は、鉄道、航空機等の交通機関の発達と相まってその迅速化が図られたが、一方郵便業務の機械化にも努力が傾注された。郵便物の規格化、すなわち、昭和41年から実施された定形郵便物制度及び43年から実施された郵便番号制も主として機械化のために行われたものである。第一種定形郵便物及び第二種郵便物は自動選別機、自動取揃押印機、郵便番号自動読取区分機を併用することにより、郵便局内に運びこまれた段階から郵便番号ごとに区分されるまで一貫した機械処理が可能になった。

郵便の配達は、明治以来毎日行われてきたが、昭和26年1月事業合理化の見地から一部の局で一時日曜配達の廃止を試みた。その後、我が国においても日曜週休制が普及し、日曜配達の必要性は次第に希薄となり、また日曜日

第1—1—1図 内国通常郵便引受総数の変遷



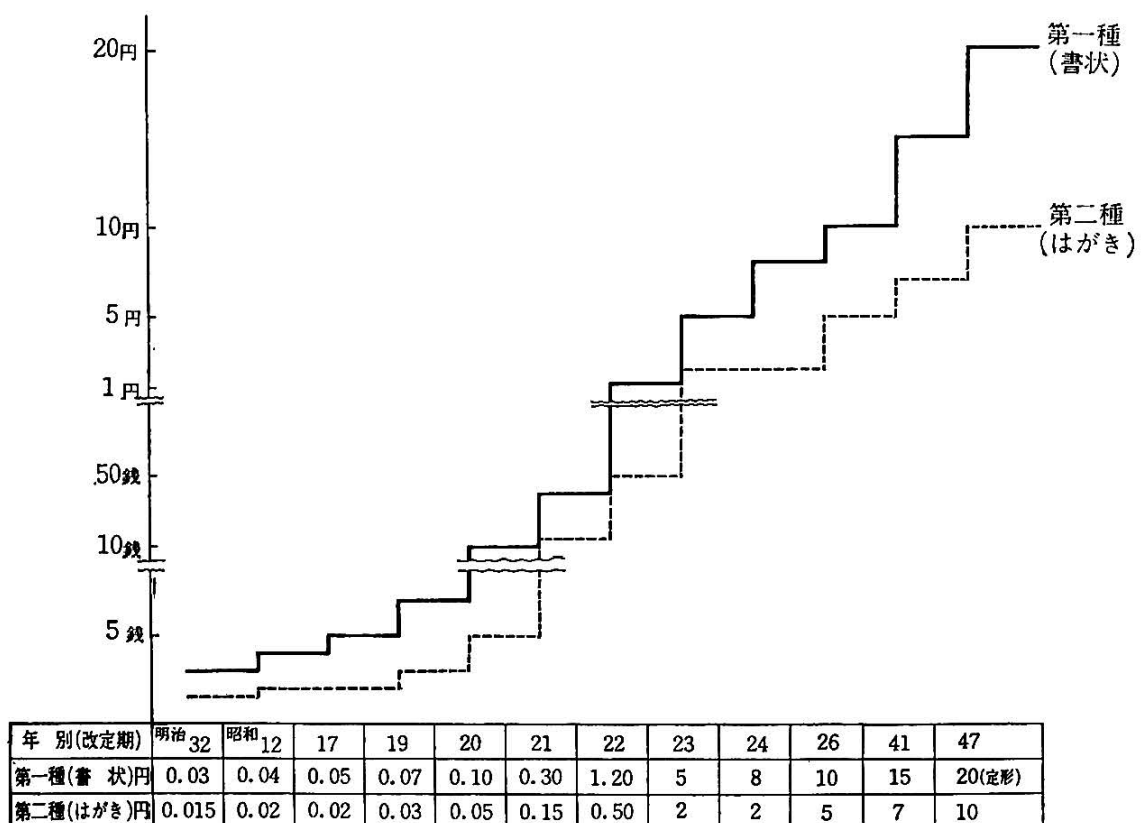
に到着する郵便物も減少してきたため、40年5月から東京神田局をはじめとして速達郵便を除き日曜配達休止が試行され、43年からは本実施された。

年賀郵便は、明治32年の末に一部の郵便局でその取扱いが始められ、39年には制度として年賀郵便が確立された。その後、昭和15年から不要不急のものとしてその取扱いが停止されたが、23年の末から復活し、24年末には「お年玉つき」はがきが発行された。

最近における経済の高度成長と国民生活の向上につれて郵便物の数も増大の一途をたどってきている。昭和30年度には47億6,000万通に達し、戦前の水準を超すに至り、43年度には100億通を突破した。大きく増加したのは料金別納及び後納郵便であり、大口利用者による業務用通信の利用が年ごとに盛んになってきている。

なお、内国通常郵便引受総数及び郵便料金の変遷を第1—1—1図及び第1—1—2図に示す。

第1—1—2図 郵便料金の変遷



2 外国郵便

明治維新前から米国、英国及びフランスの各国は、居留民と本国との通信のために、横浜、神戸、長崎にそれぞれ郵便局を開設していた。我が国の外国郵便は、これらの外国郵便局を利用して明治5年から開始された。しかし、これらの外国郵便局の存在は、郵便に関する国権の侵害であるとして、これらの郵便局を撤廃させるとともに、それまでの煩さな交換手続を改善する目的で、まず、明治6年米国との間に日米郵便条約を締結した。この条約は、8年1月から実施された。これに伴い在日米国郵便局は明治7年末で閉鎖された。条約によれば、信書の郵便料金は4匁4分のもので15銭であった。欧州に向ける郵便物も米国を経由して送られることになった。

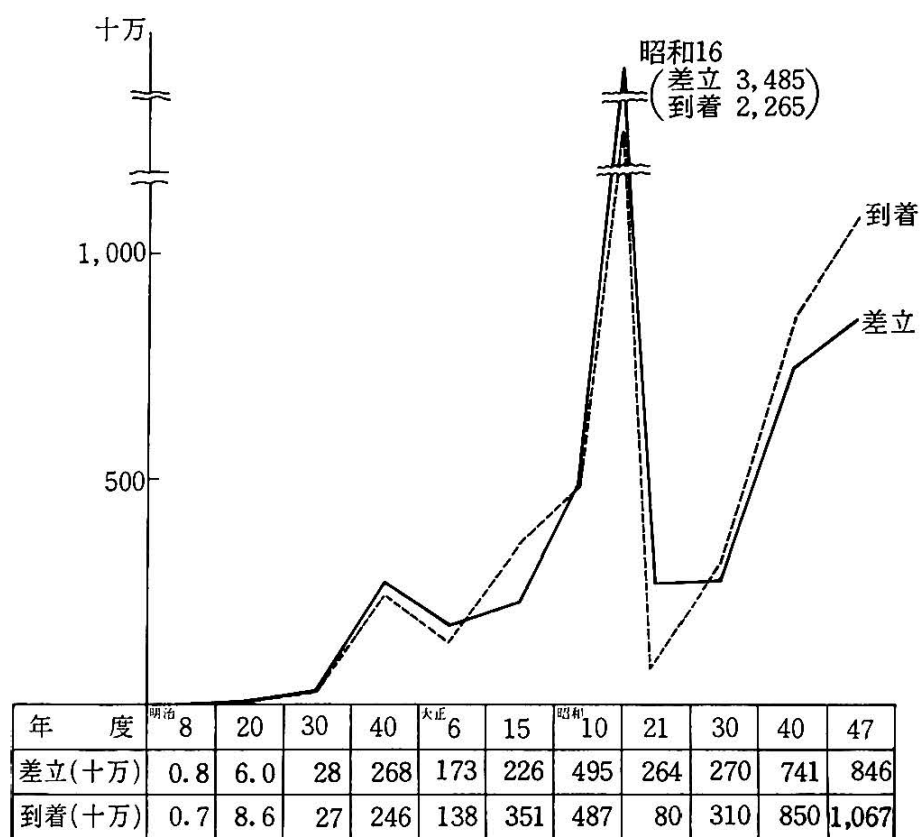
明治10年2月、万国郵便連合へ加盟したことにより、加盟国のどこに差し出される郵便物も、同一種類のものは原則として均一料金になるなど、自由かつ手軽に利用できるようになった。万国郵便連合加盟が実現した結果、在日外国郵便局は、英国が明治12年末、フランスが13年3月までに廃止されることになり、ここに郵便の主権は完全に回復された。

外国郵便は、第2次世界大戦の末期にはほとんどその機能を失ったが、昭和21年9月に種々の規制のもとに再開され、25年6月に取扱い上の制限はほとんど全面的に解除された。

戦後における外国郵便の特徴は、航空郵便が伸長したことである。22年8月に初めて米国の航空機によって外国向け郵便物が差立てられ、29年2月日本航空株式会社の国際線が開設されるに及んで、航空郵便の利用はますます盛んとなった。34年ごろから世界の航空界はジェット機時代に入ったが、日本航空も35年8月東京・サンフランシスコ間を手始めに次々とジェット機を導入した。また、北極経路便の開設は、欧州への距離を縮めることとなった。このようにして、航空郵便は大幅にスピードアップされた。

一方、船便郵便物についても昭和33年10月ナホトカ経由によりシベリア便が再開され、それまでスエズ運河又は米国経由によって約50日を要していた

第1—1—3図 外国通常郵便物数の変遷



欧州あて郵便物は約25日で到達することになった。更に、43年11月からは日米間にコンテナ船による郵便輸送が開始され、輸送時間が大幅に短縮された。海上コンテナ輸送はその後関釜航路、カナダ航路、オーストラリア航路、欧州航路にも相次いで導入され到達日数の短縮に貢献している。

なお、外国通常郵便物の変遷を第1—1—3図に示す。

第2節 公衆電気通信

1 電 信

我が国に電信機が初めて紹介されたのは安政元年（1854年）で、米国のペリーが2度目に来訪した際、徳川幕府に献上したものである。その翌年、オランダも受信機を幕府に献上したが、実用化されないまま明治維新を迎え

た。しかし、電信を敷設しようという動きは幕末からでていた。

政府は、明治元年12月電信線の架設を決定し、翌年8月には横浜裁判所（県庁に当たる機関）と横浜燈明台役所間に官用電信線を架設して官用通信の取扱いを開始した。更に同年12月東京と横浜間に電信線を架設し公衆電報の取扱いを開始した。開業後3か月間で約3,000通の電報を取扱った。当初は和文電報のみであったが、居留外国人の要請もあって、翌3年4月からは欧文電報の取扱いも開始した。明治5年9月に至り、政府は私設線の架設を禁じ、すべて官営主義とするとともに、全国的に電信網の整備に努め、6年には青森—東京—長崎間が完成し、15年にはほぼ全国主要幹線網を完成した。

その後電信には無線も利用されるようになった。イタリア人マルコーニが電磁波による送受信に成功したのは、1895年（明治28年）であるが、その翌年には我が国でも実験に着手し、明治30年にはこれに成功した。無線電信によって最初に公衆電報を取り扱ったのは41年5月で、通信省が銚子に開設した局とサンフランシスコ航路の丹後丸内に設置された無線局との間であった。無線は島の多い我が国では本土と離島の間、島と島との間の通信に極めて有力であることから次第に活用されるようになった。

昭和に入り、電報の送受について注目すべき技術の転換が行われた。それは東京・大阪間を初め主要回線が印刷電信回線に置き替えられて印刷電信機が採用され、また通信量の少ない電信回線が電話回線に切り替えられて電話で送受され符号通信からの転換が行われたことである。

第2次世界大戦によって電気通信施設は壊滅的な被害を受け、電信局の50%、電信回線の75%が失われた。戦後、印刷電信回線は急激な増加を示し、ローカル線の電話通信と相まって、モールス通信が開始されて以来、有線通信の王座を占めてきた音響通信は漸次その比重を低下していった。昭和27年従来の国営を改め、政府運営の長所と私企業の長所を取り入れた公共企業体として日本電信電話公社（以下「電電公社」という。）が設立され、電気通信事業を運営することになった。電電公社は、電気通信施設の整備拡充を図

る一方経営合理化のため新技術の開発を強力に推進した。28年3月、水戸電報局において初めて電報中継の機械化を採用し、41年7月には全国に及ぶ中継機械化を完了した。これにより音響通信は全く姿を消した。

電信の新しいサービスとして加入電信が昭和31年10月から東京と大阪において開始された。サービス開始当時加入者は128であったが、その需要は年ごとに高まり、47年度末には5万9,000となり、ほとんどの都市で利用できるようになった。

歴史の古い電報も、その利用は、電話の普及、ダイヤル市外通話の拡大、加入電信の登場などで、38年度(9,461万通)をピークに毎年減少してきている。かつて電報利用の過半数を占めていたのは企業などによる業務用のものであったが、最近では慶弔電報の比重が高まっている。電報の性格は緊急的なものから、儀礼的あるいは社交的なものに移行しつつあるといえる。

2 電 話

電話は、1876年(明治9年)米国のアレキサンダー・グラハム・ベルによって発明された。我が国では、その翌年に早くも電話機が輸入され研究が行われた。通信省は、東京と熱海との間に電話線を架設し、20年12月から実験を行い成功したので、翌年からとりあえず公用の通信に使用し、更に22年1月から初めて公衆通信の取扱い(通話局相互間の通話)を開始した。1通話は5分で15銭であった。政府は22年3月、電話も電信同様国営にするという決定をした。23年には東京と横浜の両市間に交換業務が開始されたが、当初の加入者は、東京が155、横浜は42にすぎなかった。使用料は、1年につき東京市内は40円、横浜市内は35円(当時米1石6～8円)で非常に高かった。電話を架設したのは、官庁、大会社、新聞社、銀行などがその大部分を占めていた。しかし、次第に電話の便利なが多くの人びとに認められるに従い、加入者の申込みは年ごとに増え、積滞が増大した。このため既設電話の売買も盛んに行われるようになり、譲渡価格も高騰し、29年には電話売買業者も現れた。需要に追いつけない電話の悩みは、明治時代に始まって

いた。

電話加入者数は、昭和19年3月末に戦前最高の108万に達したが、激しくなった本土空襲によって47万と激減し終戦を迎えた。27年8月電電公社発足当時加入者数は140万であった。この年の新規申込数は23万、増設数は18万であり、申し込んでもつかない電話は40万に達し、電話需要に追いつけない状況であった。

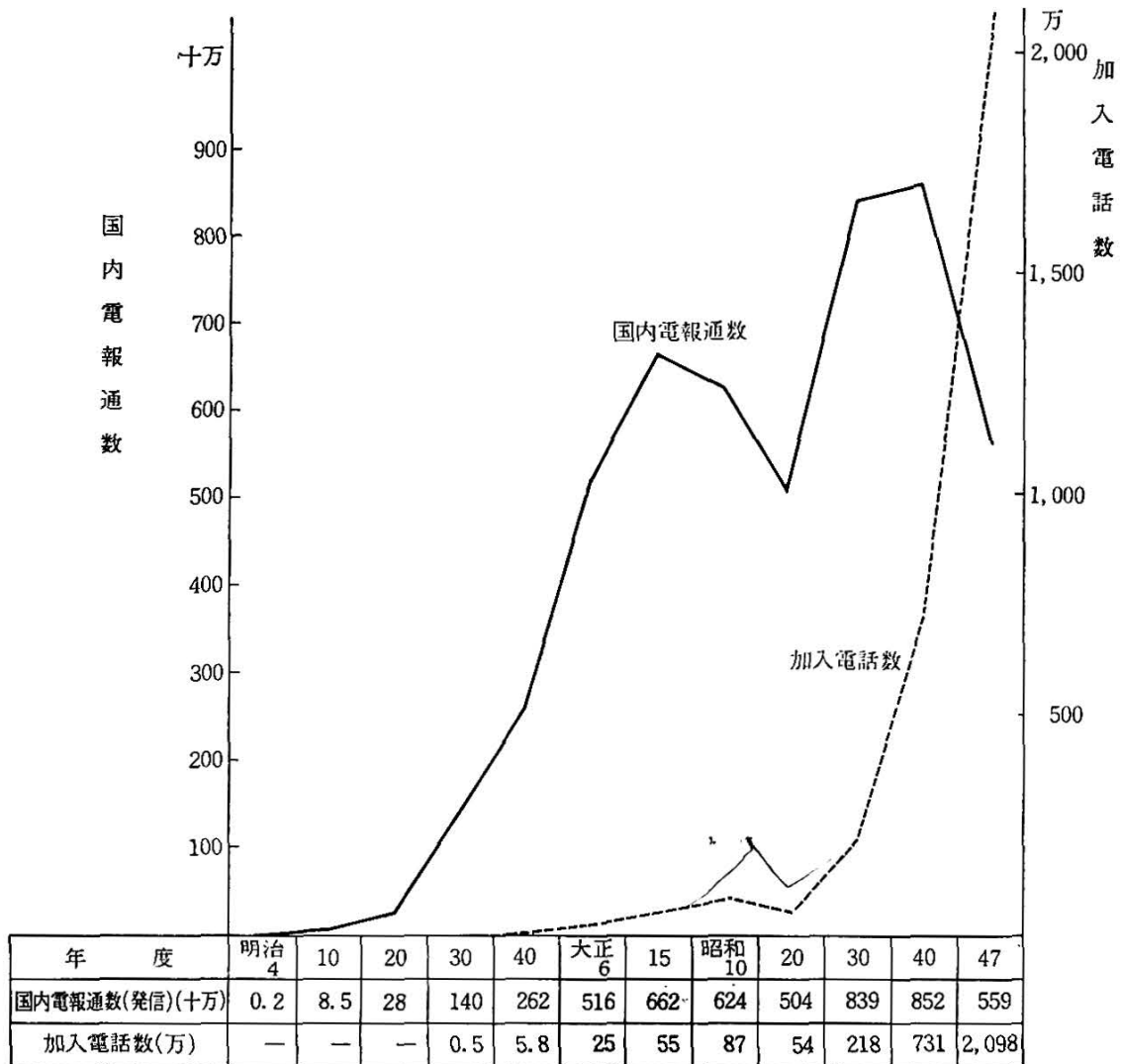
そこで、28年から長期計画により電話需要にこたえるための努力が始まった。以来数次の長期計画の実施により、電話は38年には500万、43年には1,000万、47年6月末には2,000万に達し、申し込んでもつかない電話の数は45年度末の291万をピークとして逐次減少したが、電話架設に対する要望は依然としておう盛で、47年度末でなお227万を数えている。このため、48年度を初年度とする第5次5か年計画を策定し、52年度末には全国的規模において積滞を解消することになっている。

電電公社は電話の架設を進める一方、市外設備の整備拡充を図り、マイクロ波方式、同軸ケーブル方式等による市外回線の建設を進めてきた。その後、これらの回線は全国的に整備され、新しい交換機の開発と相まって市外通話の自動即時化が強力に推進されることとなり、42年には全国県庁所在地相互間や大阪市とその近郊との間もダイヤルで直結された。公衆電話は、明治33年、当時の新橋駅と上野駅に設けられたのが最初であった。明治の末には500に満たなかったが、大正末には1,700を超えた。公衆電話は、戦後一層普及し、昭和28年の初めには2万であったが、47年度末には55万に達した。

電電公社の加入電話のほかに農林漁業地域に有線放送電話がある。これは、有線放送設備に送受話機を付置したもので、昭和26年に千葉県下に設置されたのを端緒として急速に普及した。39年1月からは、同一都道府県内で一定の制限のもとに公社電話との接続も認められるようになった。

有線放送電話は47年度末で1,725施設、加入者は296万となっている。このうち公社電話と接続しているものは、921施設で、接続加入者は174万となっている。

第1—1—4図 国内電報通数（発信）及び加入電話数の変遷



なお、国内電報通数及び加入電話数の変遷を第1—1—4図に示す。

3 国際電気通信

我が国の国際電気電信は、明治4年、デンマークの大北電信会社が、日本政府の許可を得て敷設した長崎・上海間及び長崎・ウラジオストック間の海底線を利用して行われたのがその始まりである。

当時この海底線は、我が国の経済、文化の発達の上に重要な役割を担っていた。しかし、我が国の海外通信を他国の海底線に依存することは、外交、軍事などの諸政策遂行上好ましくない点が多くでてきた。そこで政府は、明

治39年、当時サンフランシスコから太平洋を横断して、グアム、フィリピン方面に海底線を敷設した米国の商業太平洋海底線会社（CPC）と協力して、東京・グアム間に海底線を敷設して、対米通信のみちを開いた。しかし、この日米間の海底ケーブルも、ほとんど CPC に属していたため、通信料金の分収などで非常に不利な点が多かった。第1次世界大戦を契機として無線通信が国際通信界に登場してきたが、我が国も、外国によって建設された海底ケーブルに頼らず自主的な国際通信を行うため、無線の利用に力を注いだ。大正4年6月に落石とロシアのペトロパウロフスクとの間に無線通信業務が始まり、その翌年11月には、船橋とハワイのカフクとの間にも開始されるなど次々と無線による国際電信回線が開かれた。

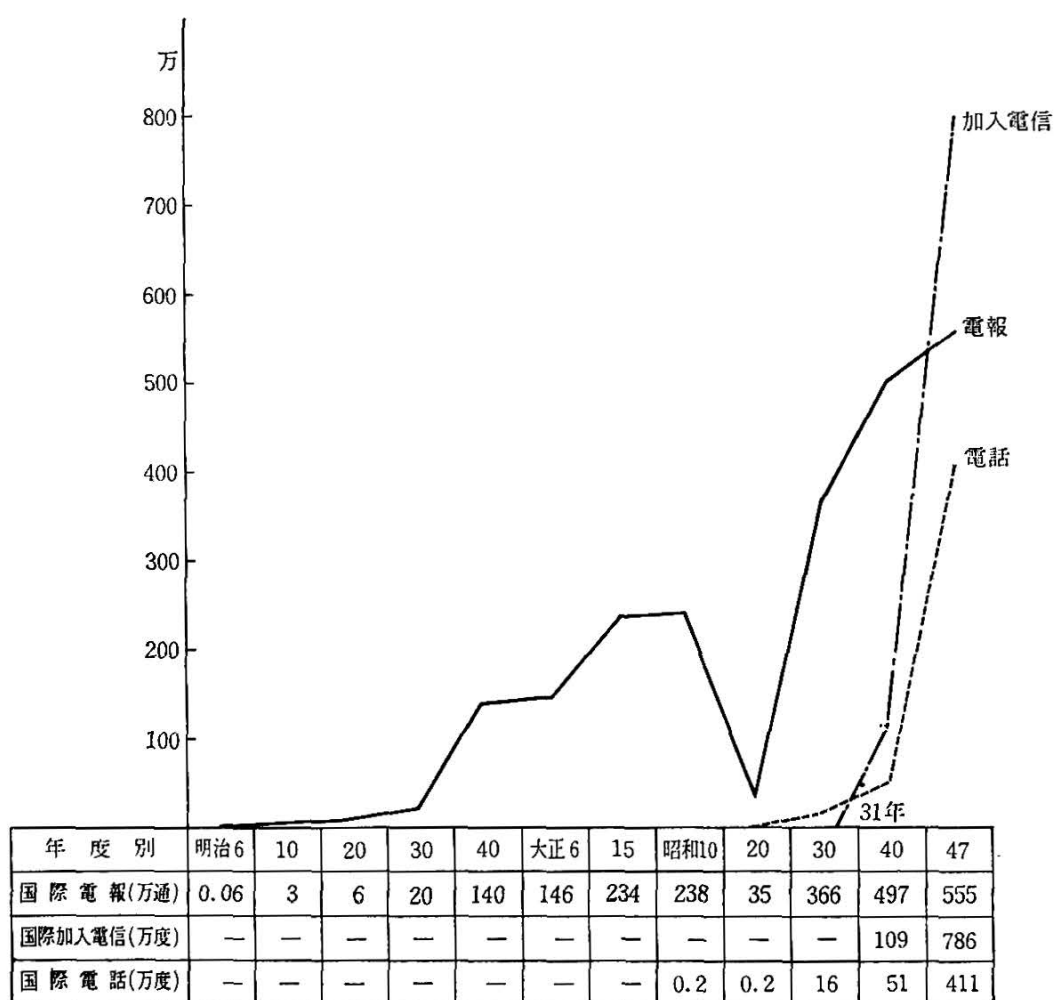
政府は国際通信における我が国の競争力を強化するため、設備の建設に民間の資金と技術を使うことにし、大正14年に日本無線電信会社を設立し無線電信の設備を、また、昭和7年に国際電話会社を設立し無線電話の設備をそれぞれ建設提供させ、政府は通信の運用にのみあたることとした。それまでの国際無線通信は長波によって行われていたが短波を利用した無線通信が開発され、昭和9年9月東京とマニラの間で短波無線による国際電話が開始された。そしてその後も引き続いてバンドン、サンフランシスコ、ロンドンなどとの間に電話回線が開設された。また、写真電送は昭和11年のベルリンオリンピックを機にドイツとの間に試験的に実施し、引き続きドイツのほか、対英、対米回線にも実施した。13年に至り前記の二つの会社は合併され、国際電気通信会社と改められ、その内容も充実された。16年には、海外諸外国との間に電信33回線、電話13回線、写真4回線をもち、英国、米国に次いで有力な通信の国となった。

第2次世界大戦のぼっ発によって我が国の国際通信はほとんどと絶され、終戦の時にはジュネーブ、ストックホルムなど中立国を相手とするわずかな回線しか残っていなかった。22年5月国際電気通信会社は解散し、設備面も含め国際通信は政府が経営することとなった。その後、28年3月国際電信電話株式会社（以下「国際電電」という。）が設立され、設備、運用の両面に

わたり我が国の国際通信事業を運営することとなった。

国際電報は、発足後まず対外無線回線の新増設に力を注ぎ、また、31年には国際加入電信サービスを開始した。日米間を結ぶ太平洋横断ケーブルは39年6月から運用を開始したが、これにより通信回線の品質はそれまでの短波無線とは比較にならないほど向上し、電話、加入電信、電報などのサービスは著しく改善された。この新型海底ケーブルは44年日本海にも敷設され、シベリア大陸を横断するケーブルと結んでソ連や欧州の国々との通信を受け

第1—1—5図 国際通信量の変遷（発着合計）



- (注) 1. 中継信は含まない。
 2. 昭和20年度国際電話については発信のみである。
 3. 昭和10年度以前の国際電報は内地についてのみである。

もつこととなった。

次いで衛星通信が42年1月、米国との間で開始されたのを皮切りに世界各地へ広がっていった。衛星通信の開始によって、国際間のテレビ中継が初めて可能となったほか、新型海底ケーブルに劣らぬ高品質の、しかも大容量の電話や加入電信の通信回線が設定できるようになった。こうした通信手段の進歩、改良の結果、国際電電の発足当時はわずか71回線しかなかった対外通信回線が、47年度末には1,540回線に増えた。1年に20万回たらずであった国際電話の利用が、1か月に30万回以上となり、国際加入電信もほとんどの国へダイヤルひとつでつながる自動化が実現した。更に、外国の出来事を家庭にいながらみることのできる国際テレビ中継も日常茶飯事となっている。

なお、主なメディアについての国際通信量の変遷は第1—1—5図に示すとおりである。

4 データ通信

我が国初のデータ通信システムとして昭和39年に国鉄の「みどりの窓口」、日本航空の座席予約システムが出現して以来、社会経済の発展と国民生活の向上に伴いデータ通信に対する社会的要請は漸次強まってきた。この情勢に対処し、データ通信の健全な発展を図るために、昭和46年5月、公衆電気通信法の一部が改正され、データ通信の制度が法定化された。

これは、①データ通信回線使用契約制度、②データ通信設備使用契約制度、の法定を骨子とするものであり、これにより従来データ通信のための専用契約に基づく専用回線の利用とされていたものは、「特定通信回線使用契約」に基づく特定通信回線の利用として、また電電公社が試行役務として提供してきた全国地方銀行協会の為替業務共同システム、販売在庫管理システム、科学技術計算システム等のデータ通信サービスは、「データ通信設備使用契約」に基づく役務の提供として、それぞれ新しい制度に移行した。

また、データ通信回線使用契約制度の法定化は、特定通信回線の共同使用及び他人使用の制限の大幅緩和並びにいわゆる公衆通信回線の開放により、

電電公社，国際電電以外の者が情報通信事業（電気通信回線に電子計算機等を接続してする情報通信サービスの事業をいう。）を営むことを可能とした。

このような背景のもとに，データ通信システムは年々大幅な増加を示し，47年度末現在では485システムに達している。

第3節 放 送

1 ラジオ放送

米国では1920年（大正9年）にラジオ放送が開始されたが，我が国でも大正11年ごろから一部の新聞社によって実験放送が始められラジオ放送への関心が高まった。このラジオ放送を官営にするか，民営にするかについて論議が行われたが，幾多の曲折のあと，逓信省は大正13年7月放送の经营主体を公益法人とすること，東京，大阪，名古屋に1局ずつ許可する旨の決定をした。

東京放送局は大正14年3月22日から仮放送を開始した。次いで大阪放送局は6月1日，名古屋放送局は7月15日からそれぞれ放送を開始した。放送時間は1日5時間ないし6時間で，放送番組はニュース，時報，天気予報から音楽，演芸，ラジオドラマと多彩なものであった。当時の受信機はいまからみると非常に幼稚ではあったが，一球式で50円もした（当時，米1升40銭）。したがって，一般に普及したのは20円内外の鉱石受信機でレシーバを耳にあてて聞くものであった。受信者の数は東京放送局が仮放送を開始した当時は約5,000であったが，年末には東京，名古屋及び大阪の3局を合わせれば20万近くに達し，ラジオの人気は高まる一方であった。このため逓信省は放送事業を一本化し，全国に普及させようとするに至った。

このとき再び官営か民営かの論議がおきたが，大正15年2月逓信大臣は東京に中心を置き，公益法人として経営することに決定した。これにより，これまでの3社団法人は解散し，その社員をもって同年8月に新たに社団法人日本放送協会が設立された。

その後放送局の置局が進められ、ラジオ放送は逐次全国的に普及していった。

昭和3年には、東京、大阪、名古屋の3局のほかに札幌、仙台、熊本及び広島が4局が開局し、11月にはこれらの各局を結ぶ中継線が完成した。6年に第2放送が開始された。

25年6月放送法が施行され、社団法人日本放送協会は解散し、新たに旧法人の全財産を引き継いで放送法に基づく日本放送協会（以下「NHK」という。）が設立されるとともに一般放送事業者いわゆる民間放送も認められるようになった。民間放送は26年4月まず16社に予備免許が付与され、同年9月から翌27年にかけて順次開局した（1社は準備が進展しなかったため免許が拒否された。）。29年8月には短波を利用する民間放送も発足した。30年ごろから新しい音声放送の形態である超短波放送（FM放送）に対する関心が高まってきた。NHKは32年から、東海大学も33年から実験放送を行ってきたが、NHKは44年3月から正式に超短波放送局として放送を開始した。民間放送についても44年には名古屋、45年には東京、大阪及び福岡にFM放送の特質を生かした放送局が開設された。

ラジオ特に中波放送については、28年テレビジョン放送の開始等により一時その前途が懸念されたが、モータリゼーションの進展、トランジスタラジオの出現等によりパーソナルメディア化を指向し依然として根強い発展を保っている。

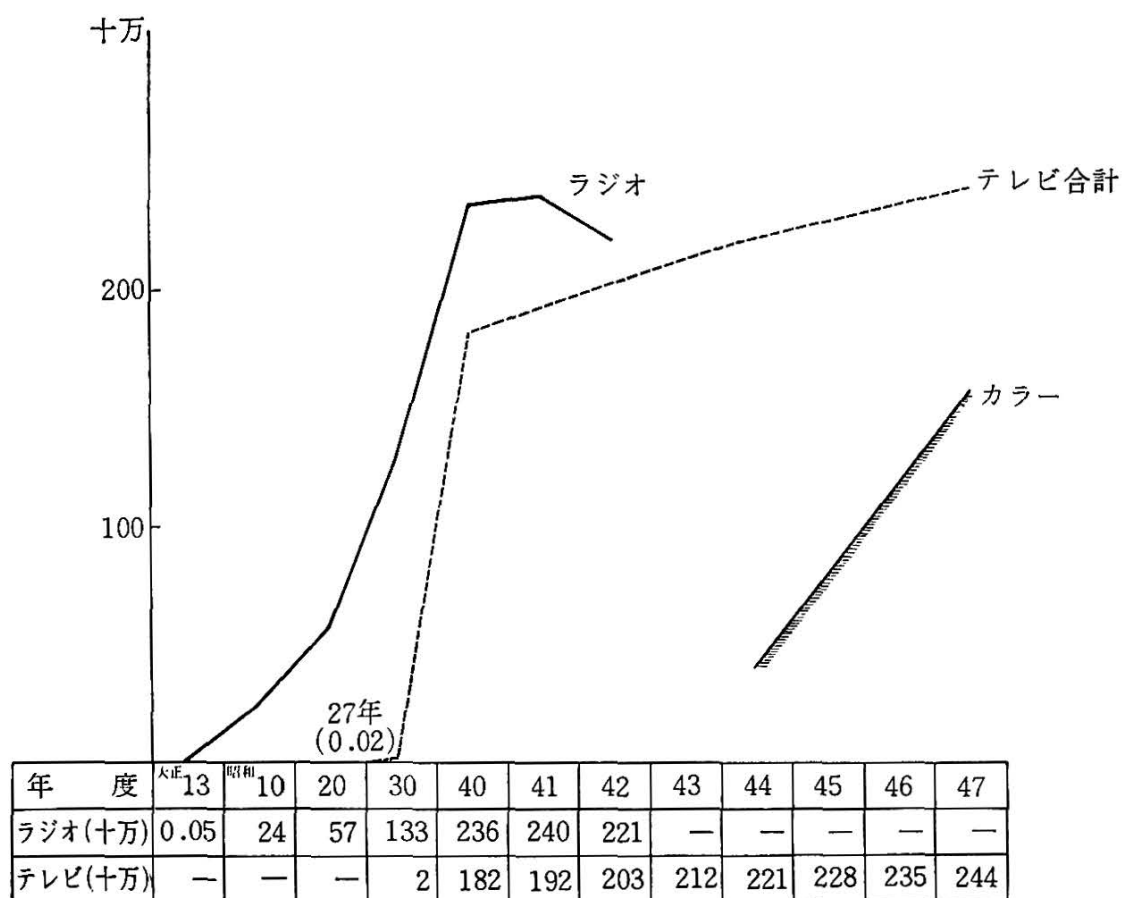
2 テレビジョン放送

我が国においてテレビジョン放送の研究は、昭和5年ごろから始められ14年5月には社団法人日本放送協会が実験放送に成功したが、第2次世界大戦によってその研究が中断された。戦後、テレビジョン放送の研究は、米国などから技術を導入することにより急速に進められた。28年2月NHKが、また8月に民間放送が本放送を開始することによって日本におけるテレビジョン放送の時代が開幕した。しかし、テレビジョン受信機の価格は極めて高

く、NHK放送開始当時の受信契約数866、民間放送開始時にもその普及台数はわずか3千数百台にすぎなかった。放送事業者は、テレビのPR対策用として街頭にテレビジョン受信機を設置する一方、プロ野球やプロレスなどを中継放送することによってテレビジョン放送の魅力を高めることに努力した。これにより次第にテレビジョン放送の全国的普及を望む声が強くなったので、NHK及び民間放送について主要都市から順次置局が行われ、また34年1月東京にNHKの教育専門局が開設され、逐次全国各地に置局された。

民間放送については、大都市地域以外では、一つの民間放送の番組しかみることができないことから番組の多様化に対する要望が強くなってきたので、郵政省は42年10月、テレビジョン放送用としてVHF帯のほかに従来中

第1—1—6図 放送受信契約数の変遷



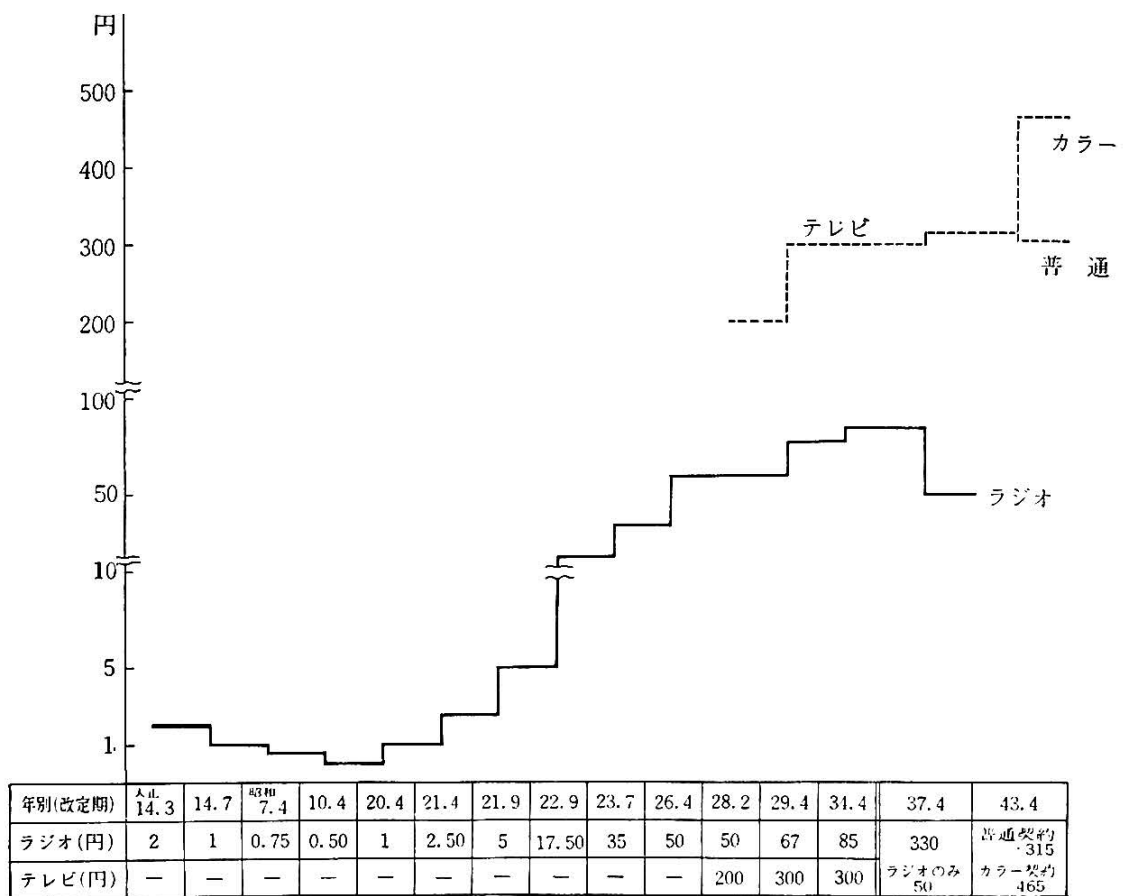
(注) 昭和43年4月1日から受信契約制度が変更され、ラジオのみの契約はなくなった。

継局用にしか使用されていなかったUHF帯の周波数を親局にも使用することにし、民間放送の全国的複数化を図ることとした。これによりUHFテレビジョン放送局が誕生し、全国的に少なくとも2局の民間放送の番組が見られる態勢が整った。

この間において、35年9月からNHKの7局及び東京、大阪の民間放送がカラーによる放送を開始した。その後、37年以降電電公社のマイクロ回線の高規格化工事が促進されたこともあって、全国的にカラー放送が行われるようになり、現在ではほとんどの番組がカラー放送されている。

なお、放送受信契約数及び受信料の変遷は第1—1—6図及び第1—1—7図に示すとおりである。

第1—1—7図 受信料（月額）の変遷



(注) 昭和43年4月1日から受信契約制度が変更され、ラジオのみの契約はなくなった。

3 国際放送

社団法人日本放送協会では、昭和9年6月以来、国際電話株式会社の設備を使用して、朝鮮半島及び中国の一部に向け国内放送番組を送出していた。これは当時これらの地域に設置されていた中波ラジオ放送局が国内放送番組を中継放送するためのものであったが、この放送は指向地域だけでなく、広く世界各地に散在する在外公館をはじめ、在外同胞や外国人によっても受信されていた。しかし、次第に本格的な在外同胞のための海外向け放送を要望する声が高まった。一方国内にあっても、対外広報強化のためにも海外向け放送を実施すべきであるという声が強くなった。こうした情勢のもとに社団法人日本放送協会は、昭和10年6月1日から日本語及び英語による北米西部及びハワイ地域に向けて海外放送の第一声を放送した。その後次第に拡充され、19年には送信方向15方向、使用語24、1日の放送時間は32時間を超えるという活況を呈した。

戦後、国際放送は中止されたが、我が国の現状を諸外国に伝え文化の交流を図り国際親善を増進するため、その速やかな実現が要望され、放送法にも国際放送に関する規定が設けられた。放送法に基づく政府の命令により、NHKは27年2月から、北米、華北、華中、フィリピン・インドネシア及びインドの5方向に対し放送を開始した。政府はその後数次にわたり拡充強化を図り、47年度には18の放送区域に対する放送をNHKに命令している。NHKでは政府命令によるものと一体として、NHKの業務として一般向け放送及び特定地域向け放送の時間増等による内容充実を行っており、我が国の国際放送はほとんど全世界に及ぶに至っている。

放送番組はニュース、解説に重点がおかれ、これらが全放送時間の半分以上を占めており、またこのほか社会、音楽等の番組も放送されている。

第4節 自営電気通信

我が国においては当初電信法により電信及び電話はすべて政府が管掌するものとされ、自営はいっさい認められなかった。その後無線通信が海上における人命、財貨の安全確保のため欠くことのできないものであることが認識されるに及び、欧米諸国においては大洋を航行する船舶に対し、次第に無線電信施設を強制する措置がとられるようになった。このため、それらの諸外国を航行する我が国の船舶にも無線電信を設置しなければならなくなった。しかし、これら船舶の全部に官設の無線電信局を設置することは国家財政上不可能であり、その上将来における無線施設の普及発達を図る必要も考えられたので、大正4年無線電信法を施行し、政府の専掌主義にはなはだしく反しない限度において民間による自営の無線通信施設を認めることとなった。これにより船舶（航空機については大正10年から）に施設するもの、実験の専用に供するもの等、自営の無線通信施設が誕生した。

第2次世界大戦後新憲法の施行に伴い、25年6月無線電信法に代って電波法が施行された。同法において従来の政府の専掌主義が改められ、電波は広く国民に開放されることになり、無線通信の利用分野は技術の進歩と相まって漸次拡大されてきている。

また、有線電気通信については、昭和28年電信法が廃止され、有線電気通信法が施行されるに及んで、自己の用に供する有線電気通信設備は郵政大臣への届出だけで自由に設置することができるようになった。これに伴い、自営の有線電気通信設備は、電気事業、鉄道、軌道その他の運輸事業をはじめ各分野で設置されている。

自営の電気通信設備を有し所要の通信を行っている代表的なものとして、警察、海上保安、消防、建設、気象、国鉄、電力等をあげることができる。これらは事業（業務）運営上の補助手段として電気通信を利用しているものであり、なかには電気通信、特に無線通信を利用しなければ本来の事業又は業務の目的を達し得ないものもある。